

平成7年4月2日から平成19年4月1日生の方へ

日本脳炎予防接種(特例措置)のお知らせ

平成17年度から平成21年度まで日本脳炎ワクチンの積極的な接種勧奨差し控えにより、接種回数が不十分となっているお子さん(平成7年4月2日～平成19年4月1日)は、20歳になるまで日本脳炎予防接種が受けられる特例措置(無料接種)が設けられています。

つるぎ町では次のとおり予防接種を実施しています。対象となる方は予診票をお送りしますので、保健センター(TEL0883-62-3313)までご連絡下さい。

❗ 合計4回の接種が必要です

日本脳炎は十分な免疫を獲得するため、合計4回の接種が必要です。特に1期追加(3回目)と第2期(4回目)の受け忘れが多くなっていますので、母子健康手帳で接種回数をご確認のうえ、必要回数を接種しましょう。



● 接種する回数・間隔など

お子さんの接種回数	今後接種が必要な回数と間隔
第1期: 0回(未接種)	①第1期初回・・・6日以上の間隔をおいて2回接種 ②第1期追加・・・2回接種後、6か月以上おおむね1年後に接種 ③第2期・・・6日以上の間隔をおいて1回接種
第1期: 1回接種済み	①第1期・・・6日以上の間隔をおいて2回接種 ②第2期・・・第1期接種後、6日以上の間隔をおいて1回接種
第1期: 2回接種済み	①第1期追加・・・1回接種 ②第2期・・・第1期追加接種後、6日以上の間隔をおいて1回接種
第1期: 3回接種済み	①第2期・・・9歳～20歳までに1回接種